

## 地域計画（案）について

### 1. 計画策定の背景

高齢化や人口減少の進行により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念があることなどから、農業経営基盤強化促進法が改正され、令和7年3月末までに「地域計画」を作成することが求められました。

本市においては、平成24年に「人・農地プラン」を策定し、農地の集積・集約化を図ってきたところですが、今後、より複雑化、深刻化することが懸念される農地の適正利用に向けて、地域の農業者との協議を踏まえ、「地域計画」を策定するものです。

### 2. 地域計画（案）の変更点について

関係機関（JA・改良区・農業委員会・中間管理機構）への意見照会を行い、下記の点について修正し、最終案とする。

<修正箇所>

#### 3. 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

【修正前】

道央農業協同組合所有の施設によって地域の作業を一括で請け負い、農業者の負担軽減を行う。  
人材雇用確保事業等によりパート人材等の労働力確保を請け負う。

【修正後】

地域の一部で小麦・大豆の播種や収穫の作業委託を請け負っており、労働力軽減を図っている。  
人材雇用確保事業やバイトアプリ等の活用によりパート人材等の労働力確保を図る。

### 3. 地域計画（案） 資料1のとおり

### 4. 今後のスケジュール

3月中旬 原案の公告・縦覧（2週間）

3月31日 地域計画の決定・公告

地域計画(案)

策定年月日	2025/3/31
更新年月日	( )
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	恵庭市 231
地域名 (地域内農業集落名)	恵庭地区 (漁太・春日・中央・上山口・戸磯・恵南・牧場・盤尻・南島松・中島松・下島松・穂栄・北島・林田・柏木・北柏木・西島松・島松沢地区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	4,269 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	4,269 ha
② 田の面積	2,717 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1,327 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	218 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	682 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	278 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

恵庭地区は、傾斜度の低い平坦部に造成された農用地を利用した転作田を含む田、畑地を主要とする地域であり、農畜産物直売所かのかなにおける地産地消の促進に加え、大消費地である札幌市や流通の基幹である新千歳空港を有する千歳市、港湾都市の苫小牧市に隣接しているという地の利を活かし、都市近郊型農業の確立を推進している。農業者の経営内容は土地利用型作物が主であるが、野菜・花卉等の施設園芸も盛んである。さらに、盤尻地区等の高速道路・演習場等に囲まれた地域やなだらかな丘陵地帯を形成している地域は主要な酪農畜産地帯を形成しており、恵庭地区全体で多種多様な経営形態が存在している。  
 地区全体として、主要な大規模経営体を中心とした経営規模の拡大が進んでおり、高水準の農地集積率を維持している一方で、農業経営を引き継ぐ後継者の確保が課題であり、今後、農地の遊休化や利用率低下が懸念される。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・中心となる経営体については、離農や規模縮小する農家から農地の買入れ・借入れを行い、営農に支障がない範囲で経営規模拡大を目指すことで、農地の集積・集約化に取り組む。  
 ・個別経営から法人化への転換により、経営継承の促進を図る。  
 ・農業者の新規参入・認定取得を推進し、農地の集積率の向上及び集約化を図る。  
 ・平坦部の農用地が多く、田畑輪換や大規模施設園芸の条件を満たしていることから、高収益作物の作付けを推進し、所得の向上を図る。  
 ・スマート農業による省力化を推進し、農業者の負担を軽減することで高齢化等による農業人口の流出を防ぐ。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手(認定農業者、認定新規就農者)への農地の集積・集約化を基本とし、離農・規模縮小の意向が発生した場合には、農用地利用集積等促進計画を中心に地域一丸となって利用調整を図ることで、農地の恒常的な利用を実現する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	87.5 %	将来の目標とする集積率	87.5 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
離農・規模縮小の意向が農業者から出た場合には、道央農業振興公社・農業委員会・土地改良区等の関係機関と協力し、担い手の意向や農業用水の必要性等を考慮しながら、周辺の担い手への農地の集積・集約化を進めることで、団地数の削減・農用地の集団化・用水施設の効率的な運用を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農業委員会・道央農業振興公社による地域の実情に沿った出し手と受け手の調整を中心に、担い手の意向を加味しながら、認定農業者や新規認定就農者等への農地の集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
地域計画に基づき、農業委員会及び道央農業振興公社を中心とした出し手と受け手の調整を行いながら、農用地利用集積等促進計画によって担い手への農地の集積・集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組
地区内で排水能力が不足していることから国営かんがい排水事業「漁川右岸地区」により、漁太川排水機場の増強、3排水機場の補修、地区内の排水路整備(断面拡幅、床下げ、補修)を令和7年度から20年度にかけて実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
道央農業振興公社による新規就農研修を実施し、トレーニング圃場での作物栽培の基本技術習得や指導農家での実践的な技術学習のサポートを行う。 栽培技術指導等支援を行い、生産性の向上・所得向上を推進する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域の一部で小麦・大豆の播種や収穫の作業委託を請け負っており、労働力軽減を図っている。 人材雇用確保事業やバイトアプリ等の活用によりパート人材等の労働力確保を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)				
<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
①・キツネ・アライグマについて、銃器および箱罠による駆除を実施する。 ・エゾシカについては、銃器による駆除のほか、銃器を使用できない地域においてはくり罠による駆除を実施する。 ・鳥類については銃器による駆除を実施する。				
③農業者に対してアンケート等を実施し、地域に根ざす課題を把握する。課題解決に向けたスマート農業機械の購入補助を行う。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	153経営体		3,598 ha	0 ha		3,598 ha	0 ha		

**個人情報につき、  
利害関係者のみに公開**

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

# 目標地図案

農業委員会サポートシステム（農水省）により作成

